



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 8 月 14 日 (月 曜 日) 第 432 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定（2件）……………（障がい福祉課）1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（2件）……………（ “ ” ）1

頁

- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（障がい福祉課）1
- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定の辞退……………（ “ ” ）2
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退……………（ “ ” ）2
- 漁業法に基づく聴聞の実施……………（漁業管理課）2

告 示

宮崎県告示第 593号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年8月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
たかちほ薬局	高千穂町	薬局	令和5年7月1日
訪問看護ステーションゼロワン	都城市	訪問看護	令和5年7月1日

宮崎県告示第 594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年8月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーション紬	都農町	訪問看護	令和5年8月1日

宮崎県告示第 595号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年8月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ファミリー調剤薬局	宮崎市	薬局	令和5年7月1日
のぞみ薬局	延岡市	薬局	令和5年7月1日
たかちほ薬局	高千穂町	薬局	令和5年7月1日
訪問看護ステーションCalm日向	日向市	訪問看護	令和5年7月1日

宮崎県告示第 596号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年8月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ギフト薬局	宮崎市	薬局	令和5年8月1日
訪問看護ステーション紬	都農町	訪問看護	令和5年8月1日

宮崎県告示第 597号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年8月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステ	宮崎市	宮崎市大字	宮崎市大字	令和5年

ーションやわらぎ		小松1133番地	小松1119番地	7月21日
----------	--	----------	----------	-------

宮崎県告示第 598号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、育成医療及び更生医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和5年8月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	辞 退年月日
たかちは薬局	高千穂町	薬局	令和5年6月30日

宮崎県告示第 599号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和5年8月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	辞 退年月日
たかちは薬局	高千穂町	薬局	令和5年6月30日

宮崎県告示第 600号

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第 131条第 2 項の規定により、聴聞を実施する。

なお、法第 131条第 3 項の規定により、聴聞の期日における審理は公開とし、次のとおり行う。

令和5年8月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 聴聞の日時
令和5年8月28日（月曜日）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 聴聞の場所
宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁1号館7階 宮崎海区漁業調整委員会室
- 3 予定される不利益処分の内容
法第 131条第 1 項の規定による停泊命令
- 4 聴聞に関する事務を担当する部局等
宮崎県農政水産部水産局漁業管理課 電話番号0985（26）7146